

WANGAN ACTION DANCE STUDIO 利用規約

この規約は、株式会社ベースファイヴ かゝ運営するスタジオ WANGAN ACTION DANCE STUDIO(以下、「本スタジオ」といいます。)において本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾し、レッスンを受講する方(以下、「会員」といいます。)に対して適用するものとします。

(名称及びゝ所在地)

第 1 条

本スタジオの名称・所在地を明記します。

名称:WANGAN ACTION DANCE STUDIO(ワンガンアクションダンススタジオ)

住所:〒104-0054 東京都中央区勝どき 4 丁目 13 番 4 号

(運営)

第 2 条

本スタジオの運営、管理(会員資格の徳喪変更、会費・諸費用の収受、入会規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は株式会社ベースファイヴが行います。

(目的)

第 3 条

本スタジオは、入会された会員が本スタジオ内の施設・レッスンを利用して心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の新陸を密にし、品位あるスタジオライフをエンジョイすることを目的とします。

(入会資格)

第 4 条

- 1.本スタジオに入会てゝきる方は、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾し、レッスンを受講する方(以下、「会員」といいます。)とします。
- 2.暴力団構成員、会員の円滑なスタジオライフに支障をきたす可能性かゝある方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格かゝありません。また、入会後であってもこれらの事象かゝ判明した時点でゝ退会していただく必要があります。

(入会手続き)

第 5 条

- 1.本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。
- 2.入会する本人かゝ未成年の場合は、親権者(保護者)の承認かゝ必要となります。この場合親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づゝく責任を本人と連携して負担し、本規約第 18 条に定める危険負担と本スタジオの免責につき同意するものとします。

(入会金)

第 6 条

会員は本スタジオの定める入会金・事務手数料を、所定の方法てゝ本スタジオに支払わなければゝなりません。なお、当該入会金・事務手数料は、入会契約締結及びゝ履行のための必要経費てゝあり、一旦納入した入会金は返還しません。

(資格停止及びゝ除名)

第 7 条

本スタジオは、会員かゝ次の各号の一に該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることかゝてゝきます。

- 1.本規約、その他本スタジオかゝ定める規則に違反したとき。

- 2.入会書類に虚偽を記載したことか、判明したとき。
- 3.本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用はすべて納入していたとします。)
- 4.本スタジオの施設を故意に毀損したとき。
- 5.本スタジオの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 6.本会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7.伝染病等他人に伝染・感染する恐れのある疾病に罹患したとき。
- 8.本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9.その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

(会員資格の喪失)

第8条

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、第10条に規定するメンバーズカードその他本スタジオから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

(会員資格の譲渡禁止)

第9条

会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含む)はできません。

(会員カード)

第10条 本スタジオは、会員に対してマイページの登録をいたします。

(会費等の支払い)

第11条

会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は本スタジオが定めるものとします。(月謝は会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設・レッスンを利用しない場合も支払義務が発生します。)

(施設利用)

第12条

会員は、本スタジオを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

(退会)

第13条

会員は各月の15日までにご自身で所定の退会申請(マイページより)することにより、当月月末限りで退会することかできます。電話等口頭での退会手続きは受け付けません。本スタジオの事務手続き上、15日を過ぎた場合は翌月扱いとなります。なお、ご自身が退会申請をしない限り会費支払い義務は発生するものとします。

(ヒッシャーの利用)

第14条

- 1.本スタジオは、メンバー以外の方(以下「ヒッシャー」といいます。)に本スタジオを利用させることかできません。ヒッシャーは本スタジオの施設・レッスンを利用するにあたり、本規約第18条に準ずるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、本スタジオは必要に応じヒッシャーの入場制限をすることかできるものとします。なお、ヒッシャーの料金、その他に関する規則は本スタジオが定めます。

(休業)

第15条

本スタジオは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業することかあります。なお、休業

に関してのお知らせは原則として 2 週間前まで〆に館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が〆必要な場合など〆、緊急の事態が〆発生した場合には、あらかじめ〆め掲示することなく一部または全部の施設を休業することか〆て〆きるものとします。

(施設の廃止・利用制限等)

第 16 条

1.本スタジオ〆オは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することか〆て〆きます。

(1)台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等て〆本スタジオの業務遂行に支障か〆あるとき。

(2)施設の改造または補修工事実施のとき

(3)法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化か〆あったとき。

(4)施設の使用権限か〆消滅する等運営に影響か〆生ず〆る事情か〆発生したとき

(5)その他閉鎖または臨時休業の必要か〆あると認められるとき

2.本スタジオ〆オは、施設を利用して一般を対象としたイベント等を開催することか〆て〆きます。各種イベントを開催する場合、施設の一部または全部の利用か〆制限されます。

(会員の利用及び〆事故)

第 17 条

1.会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と強調して、本スタジオ〆オの施設・レッスンを利用するものとします。

2.本スタジオ〆オは、会員か〆本スタジオ〆オの施設・レッスンの利用中に生じ〆た盗難、怪我その他の事故について、本スタジオ〆オの責めに帰すへ〆き事由か〆ない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ〆オ内外て〆のトラブルについても同様とします。

3.会員は、本スタジオ〆オにおいて技量を超えた行為及び〆危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオ〆オの事前の書面による承諾なしに対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはいけないものとします。

(変更事項)

第 18 条

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で〆届け出るものとします。

(諸費用の改定)

第 19 条

本スタジオ〆オは、本規約に基づいて会員か〆負担すへ〆き諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することか〆て〆きます。この場合、本スタジオ〆オは改定日の 1 ヶ月以上前まで〆に施設内への掲示及び〆当社ホームページにて会員に告知するものとします。

(細則)

第 20 条

本規約に定めていない事項及び〆業務遂行上必要な細則は本スタジオ〆オか〆定めるものとします。

(改定)

第 21 条

本規約の改定及び〆変更は本スタジオ〆オにより為されるものとし、その効力は当該改定及び〆変更時に在籍するすへ〆ての会員に及ぶ〆ものとします。なお、本スタジオが本規約の改定及び変更を行うときは、原則として、改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に周知するよう努めるものとします。ただし、必要に応じて、会員への告知又は掲示した時点より効力を生じさせることができるものとし、会員は、本規約の変更について、異議の申し立て、権利の主張、その他一切の請求をすることができないものとします。

以上

(附則)

第 22 条

本規約は 2024 年 6 月 8 日より施行します。